

令和2年度版
そっち岳スキー場安全報告書



新十津川町

1 利用者の皆様へ

日頃よりそっち岳スキー場の索道事業に対し、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

シーズン中は利用者の安全確保を第一として、関係法令等の遵守とともに安全輸送に努めております。本報告書は鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保の取組みや実態について公表し、皆様からの意見を今後の輸送の安全に役立てるものです。

2 基本方針と安全目標

当スキー場の運営理念は安全確保を第一としております。事業者である町長をはじめ、従事する職員の安全に係る行動規範は次のとおりです。

【基本方針】

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- (2) 安全に係る法令等及び訓令をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取り扱いをすること。
- (5) 事故・災害等が発生した時は、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全かつ適切な措置をとること。
- (6) 情報は漏れなく迅速かつ正確に伝え、透明性を確保すること。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

【安全目標】

索道運輸目標は次のとおりです。

項目	内容
設備不具合による事故	乗客の死亡を伴う事故を発生させない。
人身障害事故	発生件数をゼロとする。

3 事故の発生状況とその再発防止

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 索道運転事故（索道人身事故） | なし |
| (2) 災害（地震や暴風雨、豪雪など） | なし |
| (3) インシデント（事故の兆候） | なし |
| (4) 行政指導 | なし |

4 輸送の安全確保の取組み

- (1) 人材教育

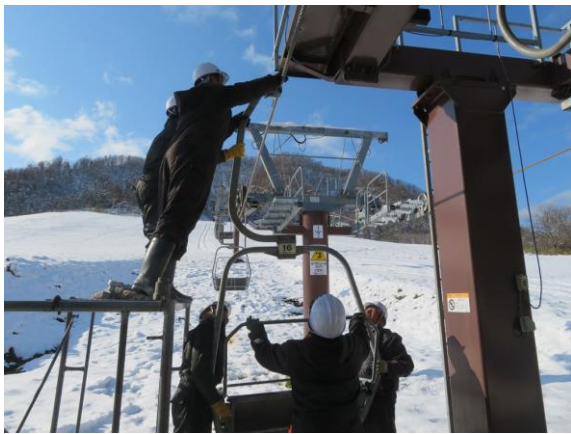
当スキー場では、輸送や皆様の安全に役立つよう、シーズン営業開始前に施設の取扱い及び傷害救急法（AED講習含）の安全教育を実施しています。

- (2) 緊急時対応訓練

万一の索道事故等に備え、従業員一同にて救助訓練を実施しています。

- (3) 安全のための投資と支出

安全の維持・向上のため、計画的に設備修繕並びに整備点検を行っています。



オープン前リフト検査（12ヶ月検査）の様子



救命訓練の様子



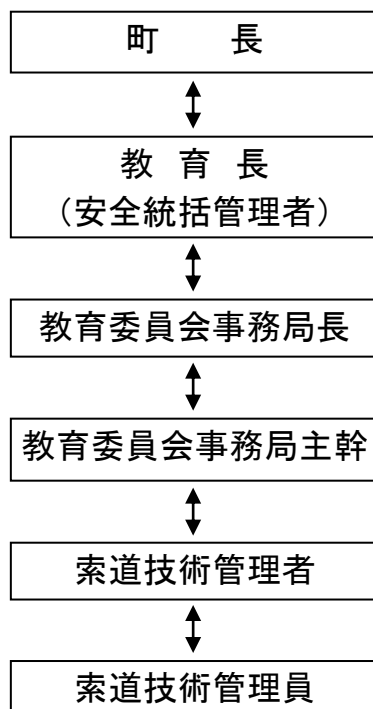
リフト救助訓練の様子



リフト定期整備（定期実施）の様子

5 安全管理体制

町長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。



町 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
教 育 長 (安全統括管理者)	索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
教育委員会事務局長	索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を確認し、客観的な視点で指示をする。
教育委員会事務局主幹	索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を確認し、客観的な視点で指示をする。
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他技術上の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

6 利用者の皆様へのお願い（リフト乗車時）

- (1) 乗車に不安のある方は事前に係員にお申し出ください。
- (2) 改札後はリフト係員の指示に従ってください。
- (3) イスには正しくお座りください。
- (4) 運転中は絶対にイスを揺すらないでください。

7 連絡先

安全報告書へのご感想、安全への取組みに対するご意見をお寄せください。

〒073-1103 北海道樺戸郡新十津川町字中央306番地3
 新十津川町教育委員会社会教育グループ
 TEL 0125-76-4233 FAX 0125-76-3223

2020-2021シーズンについても事故もなく無事に営業することができました。

2021-2022シーズンも更に安全管理に努め、より一層安全なスキー場環境を提供したいと考えております。